

## 平成 27 年度第 2 回 関東地方整備局事業評価監視委員会 議事録

### ■重点審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

- ・横浜地方合同庁舎

（上記について、事務局から資料 3 - 2 - ①により説明

#### ○家田委員長

それでは、ただいまのご説明に基づきまして審議をお願いしたいと思います。

最後に、採決とか、それから附帯意見があればということになりますが、まずは、どこからでも結構ですので、ご質問や何かをいただきたいと思います。

#### ○蟹澤委員

この理由を見ると、事業の早期実現が必要なものだと思いますので、スムーズな検討が進むことを期待いたします。今回、横浜国道など、他のものが加わることによって、より、連絡協議会の連絡がスムーズになるという利点がありましたけども、いろんな関連した公共の機能が集まるというのは、元来メリットがあると思いますが、評価指標でいうと、合同庁舎は10点というのが上限で、それ以上にはならないのかというのが、一つ質問事項です。

もう一つは、幾つかのところには値段が出てまいります。かなり時間が経ってしまして、こここのところ、設計労務単価も、2年ちょっとで35%ぐらい上がっています。新国立競技場で資材費が上がったということも話題になっておりますけども、この事業費を見ると、単純に平米で割り算して、平米の単価で3万円ぐらいの違い、建築は坪で言いますが、坪で約10万円、何かこここのところ聞いているほどの上がり方がないのかなという感じもします。当然、適正な見積もり基準で積算をされているんだと思いますが、その背景をご説明いただきたいと思います。

といいますのも、いわゆる担い手3法、特に公共工事の品確法の法改正で、適正な、そういう仕事を受けた側が適正な利潤を確保して、担い手の確保・育成に十分な経費が出るようにというようなこともありますので、その辺の積算のことについて、もし教えていただければと思います。

それから、場所的にも、とてもいい場所で、先般、甲府のときもお話をしましたが、ぜひ、ランドマーク的にもすばらしい建物をつくっていただきたいと思うんですけども、その辺は、P F I でこれから出すときの性能発注的なところに、景観性とかデザイン性が入ってくるかというところを教えていただければと思います。

#### ○事務局

一つ目の合同庁舎化による評価でございますが、12ページをごらんいただきますと、下の加算要素というところで、合同庁舎計画の10点というところがございます。集約化による利用者の利便性の向上であったり、整備の面でもいろんな共有部を共通化できるといったメリットもあります。そういったことで、合同集約ということで10点を加算しているのが、評価上の点数となります。

二つ目につきましては、事業費のことについてでございますが、8ページをごらんいただきますと、25年度が3万6000㎡、今回が4万8000㎡ということで、面積的には約3割少し増えています。事業費的には、133億と191億であり、約4割少し増えております。我々が予算要求をするときの単価は、新営予算単価という形で、官庁施設の適正な品質確保であったり、担い手の育成であったり、そういった施策も踏まえた適正な単価を毎年本省で策定しております。前回、25年度から、約2年間のタイムラグがありますので、2年間の間で、約1割程度の単価の増がありました。面積的には約3割、単価的には1割ということで、事業費的には大体4割程度の増になっています。

三つ目の立地がよいということですが、2ページ目をごらんいただきますと、赤レンガ倉庫であったり景観の資源に恵まれてますので、今のところP F I を前提に考えておりますが、P F I の受注者が、こういった景観に対して重点的に配慮するよう、要求水準にどのように書き込んでいくかということを28年度の業務発注の中で検討し、明文化していきたいと考えております。

#### ○鈴木委員

8ページのところでご説明いただいた、延床面積と事業費が、床面積は3割増えて、でも事業費としては約60億にちょっと満たないぐらいですか。単純に計算すると、133億の3割増しだと40億ぐらい。だから、かなり、単純計算で事業費が増えているんですけども、そこで質問なんですけど、入居官署を見ていくと、新しく入る国道事務所と港湾事務所と

というのは、写真を見ていると、国道事務所とか、当然、車というか駐車場がたくさん必要になってくると。そうすると、単純にオフィス計算での床面積だけじゃないんじゃないかというふうに予想したんですけども、その辺が一つ質問なんです。

加えて、京浜港湾事務所も、現在のところを見ると、港湾に面したようなところになっているんですけども、当然、これも船舶係留施設が出てくるかどうか。もし出てくるとすると、今、話題になっているPFIでここの建物をつくるときに、船舶係留施設と、水辺のあたりの扱いですかね。特に、建物だけではなくて、水辺との関係で、このまちづくりといいますか、横浜港らしいメリットが出るような企画計画になるのか、この点をお聞きしたいんですが。

#### ○事務局

一つ目の面積の増については、少し私の説明が不足しておりましたが、約4万8000㎡と3万6000㎡ということで、間が1万2000㎡ほどあるんですが、横浜国道事務所につきましては、もともとが狭隘な施設ということもありまして、適切な面積に見直しております。

あわせて、必要な駐車場台数を確保するという意味で計画を見直す中で、25年度ときの再評価では、地下の駐車場で計画を考えていたんですが、やはり水際で、津波の影響もあるんじゃないかということで、地下部分をやめまして、立体駐車場を整備するという形に変えています。

従来、平面駐車場で考えていたところが、立体駐車場ということで、面積として加算されているといった面もありまして、トータルで1万2000㎡ほどの増になっているということでございます。

二つ目のご質問の船舶については、ないということで聞いております。

#### ○楓委員

25年の再評価を確認させていただきたいんですが、18ページの下の方を見ますと、25年の再評価の段階でも、事業計画の見直しの可能性もあって、その上での継続という結果になったのでしょうか。

先ほどの最初のご説明ですと、26年度の閣議決定によって、事業計画の見直しが行われたというように伺ったんですが、そここのところの確認をお願いいたします。

○事務局

25年度も、我々として最もよい案としてご説明して、継続のご審議をいただいているところでございます。地公体さんとの連携は、従来からしっかりやっておりますが、骨太の方針のような閣議決定がありますと、より動きやすくなっている面もあり、横浜市さんとの連携も、より綿密にできた背景もございます。横浜市さんのマスタープランであるとか、関東地整の港湾BCPであるとか、ここ一、二年でオーソライズされましたので、これは事業計画の見直しが必要であると考え、ここ1年程度かけまして、よりよい事業計画として今回ご審議いただいているということでございます。

○楓委員

それでは25年度のときには見直し案はなかったという認識でいいですか。

○事務局

今回の案はありませんでした。

○横木委員

二つほど伺います。一つは、合同庁舎という場所の考え方で、ご提案いただいた二つの新しい部署も一緒にして建てるということで、防災拠点として機能させるということでしたが、一方で、被災してそのビルの機能がなくなったときに、そこに全部集まっていると、全ての部署の機能が落ちてしまうんじゃないかと思えます。サブの補完的な機能を別の建物とか、別の場所に置いておくということをわざとするようなことも考えられないことはないかなと思いました。今回、あえて全部寄せられたというのはどういう意図なのかということが一つ目の質問です。それから、採点表でしたか、12ページの必要性の評価の点数なんですけども、老朽化の点数が5点ぐらい小さくなっていますよね。2年間経っていますから、単純に計算すると、もっと古くなってなきゃいけないと思うんですけども、これは、もしかしたら、新しく合流される事務所が、割と新しいものなので、平均的にちょっと不利になったのかと思ったので、確認させて下さい。

○事務局

後者からご説明いたします。

12ページが一番上にある老朽の点が少し下がっていますのは、今回入る2官署のうち、京浜港湾が少し、他と比べて比較的新しいということで、点数的には下がっているということになります。

最初にいただいたご質問でございます。

こういった防災官署が集約化することについてでございますが、2ページをごらんいただきますと、周辺の状況がありますが、最新の発表で、このあたりの津波の想定高さが最大約2mであると確認しております。2mということであれば、そういった防災に必要な官署だとか設備だとかいうものを、例えば2階より上のフロアに設置することによりまして、十分に整備上の対応によって、そういった津波の対応が可能であるというように考えております。

ただ、それ以上に、横浜の新庁舎も、青い点線の部分でございますが、将来そこにまともって建てられるだとか、県庁も右下にあるということで、そういった市と県の司令塔的な施設も近接するというので、より防災の連携が綿密になるといったことのメリットは大きいというように考えております。

#### ○蟹澤委員

18ページに工程表がありますけども、非常に老朽化が進んでいる施設が多いということで、早急な整理が必要だと思うんですが、設計・施工期間が、従来よりも、想定とは書いてありますが、1年ほど延びています。この程度の規模の拡大で1年も延びるのかなという感じもするんですけども、この辺の理由を一つご説明いただきたいのと、もう一つは、多分いろんな要素があって、今、耐震基準を満たしていない施設がたくさんあると思うんですが、これは何か耐震補強なりの当面の処置のようなものというのがあるのか、ないのかということについて教えていただきたいんですけども、よろしく申し上げます。

#### ○事務局

1点目のご指摘でございます。工程表でございますが、27年度再評価時の設計・施工を見ますと、平成30年度から34年で、丸5年ぐらいです。上の25年度再評価時は、当時はまだPFIという工程で書いておらず、設計と施工を分けている想定でスケジュールを書いておりますが、平成27年から32年ということで、約6年間かかっており、設計・施工だけ見ますと、約1年間縮まっているところではあります。PFIの実施に当たりましては、

P F I 法に基づく特定事業とするための手続であったり、要求水準を書き込むというところで作業が発生するということで、そういった期間を28年から30年度ということで見込んでおります。できるだけ早期の完成に向けて、引き続き努力してまいります。

二つ目のご質問、新庁舎の建設中に、既存の官署をどう扱うかということでございますが、当然、お金をかけて、そういった耐震措置ができませんので、この建物はこういう状況ですよということを、施設の管理者に適切に情報を流しながら運用で対応していくということになると考えております。

#### ○家田委員長

2点ほど、資料充実のお願いと、2点ほど質問ですね。

まず、資料充実のお願いは、もとの案は3万6000㎡ですよ。それで、もとの十幾つぐらいの現状の面積は、ざっと計算すると3万4000㎡くらいなんです。だから、ちょっと広くなるんだよね。もとの案は。そこに二つ、京浜港湾と、それから横浜国道を足すんで、そして、それが両方で5000㎡なんです。だけど、増える量は何かということ、1万2000㎡だから、その5000㎡の分がちょっとは増えるんだろうけど、それ以上に、この合同庁舎そのものも機能を向上するために、幾らか増えているんだと思うんです。多分、私の想像じゃ6000㎡くらいふえているんじゃないかと思うんだけどね。

それは一体何なんだろうという説明を、あるいは、そういう資料が要ると思うんです。それが先ほどおっしゃられていた駐車場の関係かもしれないし、それが1点ですね。

それから、もう一つは、京浜港湾事務所は2007年につくっているんで、わずか10年足らずのもので、横浜市からどいてくれと言われると、どくのかと。その建物をどうするんだと、その後。もったいなくないのということに対する説明の責任がありますよね。

逆に言えば、2007年につくるところには、横浜市というのは、何も考えてなかったのかと。突然言い出したのかという感じもしないではないんだけど、そこに関する資料を充実しておかないと、説明がどうかという感じがしますね。これはもちろんわかっている話だと思っただろうんで、若干ご説明いただいて、きょう説明し切れない分は、資料を充実しておくことをお勧めします。

あと、単純な質問を2点ほどなんですけども、1点は、12ページのところで、先ほども点数の質問がありましたけども、法令というところがあって、有識者会議により提案された事案というんだけど、この有識者会議は何の話だからちょっとわからなかったんだけど、

教えてください。

それから、最後、もう一つ質問ですけども、これは、敷地が1万6000㎡で、延床面積がざっと4万8600㎡と、このくらいになるので、パーセントでいくと、容積率300%ということになるわけですね。これは、ここの上限値はどのようになっているのかというのをちょっと知っておきたいのと、それから、この平面図を見てもわかるように、非常にいい場所ですね。これは質問で、そうしなさいという意味じゃないんですが、PFIでやるなら、これで海に面しているところなんだから、オープンカフェというか、レストランか何かをつくって、商売しながら合同庁舎というわけにいかないのかかと思うんだけど、その辺はパーセントの関係もあるし、いろいろあると思うんですけど、また、規定上の話もあると思うんで、リクエストというよりは、状況を、そういうことをやっていいのか、いけないのかとか、そんなつもりも全然ないのかとか、教えていただけたらと思います。

#### ○事務局

一つ目の資料を充実すべきというところで、面積が増えた理由ですが、6ページをごらんいただきますと、横浜国道につきましては、老朽、狭隘、現実に業務に支障を来すぐらい狭いといった状況がありますので、それを適切な基準に基づきまして面積を増やしているという状況もございます。

#### ○家田委員長

基準に基づいて。

#### ○事務局

はい。我々の予算要求に使用する面積算定の基準がございます。そういった狭隘の施設については、狭隘解消が大きな整備目的でございますので、それも面積が増えている要因となっております。

二つ目、京浜港湾事務所でございますが、この当時、2007年に来た時点で、こういったお話が横浜市さんからあったということは聞いておりません。京浜港湾事務所も、もともと別地に建てられていたんですけども、別途、再開発がありまして、今の土地に、移転補償として来たと聞いております。国費をもって整備をしているものではなくて、そういった移転補償でやったというように聞いているところでございます。

○家田委員長

つくるときに、無駄にしていいというもんじゃない。誰かが払っている。

○事務局

後の活用については、横浜市さんの適切な土地利用計画に基づきまして、今後調整をしていく予定でございます。

○家田委員長

じゃあ壊すわけじゃないんだ。

○事務局

今後、調整することになっており、土地と建物を含めて、これから市と協議をしていくということになっております。

次に、12ページで、「有識者会議」とは何かというご質問ですが、5ページをごらんいただきますと、もともとこの計画が、財務省の国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の庁舎等の移転再配置計画であったということで、ここで加点をしているというところでございます。

また、容積率のご質問ですが、現状の規模では約300%でございますが、法定容積率は400%になっております。ただ、景観上の話や、公開空地、高さだとかを配慮すると、今の形が適切と考えております。

最後、PFIならオープンカフェというお話もございましたが、こういった賑わいが周りにある施設でございますので、ここで今こうしたいとはなかなか言いづらいんですけども、要求水準の作成の中で十分検討をしてみたいと思います。

○家田委員長

前のほうに説明したところは、資料をなるべく充実して、どこから見ても、なるほどねとわかるようにしておいていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○堤委員

一つだけですが、16ページに、評価A、BのBなのですが、これは、どこで出しているのかが、この資料からはよくわからないということです。感想として、大変いい場所に立地して、しかも、機能性も発揮できそうという点では、有効な効果は明らかで、資料を見ると、わかるわけです。

先ほどから議論なりご意見が出ていますように、まだ先、完成までに何年もあるというか、もう少し本当に早く設計・施工が進められないものかということ、普通の常識的な点で感じます。

一つだけ、この評価がなぜBなのかの背景をお伺いしたいと思います。社会的背景を考えると、何でBなのかなど。Aでもいいんじゃないかなという感じがするものですから。

#### ○事務局

まずご指摘のあった事業の早期完成については、努力してまいりたいと思います。

ご質問の評価方法について、16ページでございますが、これは、所定の評価方法でございます。Bの評価につきましては、地域性ということで、自治体さんとの連携だとか、シビックコアだとか、そういったものを一つやっていたらB評価になるといった枠組みになっています。ただ、それが全ての事案にできるわけではなくて、全てがAであればより良いことは間違いないんですが、それぞれの事業の特性の中で努力し、こういった結果になっているということでございます。

#### ○堤委員

先ほど、CがBになったというのは、ちょっと聞き漏らしたんですが、どれでしょうか。

#### ○事務局

先ほどの地域性の部分で、Cでありますと、取り組み状況が、一般的な取り組みがなされているというものであればCだったんですが、今回、具体の要望を受けて対応をしているということで、一ランクを上げてB評価にしているということでございます。

○清水委員

営繕ではなく、道路に聞きたいんです。横浜国道のような道路事務所が、橋をつないで行かないと行けない所に持ってくるというのは、防災を強調している中で、良いのかどうか。ここはとてもいろいろなものが立地して、この土地のキャパシティというものがありますよね。今後も発展しそうだし、過密性が高くなりそうな地域で、連携して一緒に合同庁舎が建つのは良いとも思うのですが、どうなんですかね。道路の事務所が、陸続きでないこういうところにあって良いのかどうか、その辺の感覚をちょっとお聞きしたいなと思います。

○事務局

この件につきましては、道路部には事前にきちんと照会を、当然、かけてございまして、道路部も了解した上で、こういう計画になってございますので、再度、道路部にはきちんと伝えておきます。

○事務局

橋の耐震性とか、その辺はちょっとまだ確認できておりませんが、首都直下クラスが来てももつようなものの設計になっていて、官署としてやるのには問題ないんじゃないかということと、あと、もう一つは、極めて、横浜国道の場合はずっと土地を探してきた中で、適地がずっと見つからなかったということもあるので、その辺の事情もあってということでございますので、その耐震性については、もう一遍確認をさせていただきますけども、基本方針には問題ないということだと思います。

○家田委員長

いろいろご確認をいただきますけど、埋立地とはいいいながらも、橋が3本でつながっているところでもあるから、ということもあるんでしょうね。

○家田委員長

それでは幾つか出た意見、私からも資料の充実をお願いする意見も出ていますので、いろいろリバイズしておいてください。

それでは、最後に、対応方針をご検討いただきます。

19ページに原案がございますけども、引き続き事業を継続、もちろん計画変更の上ですが、ということが原案でございます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

■一般審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

- ・久慈川総合水系環境整備事業
- ・那珂川総合水系環境整備事業

（上記について、事務局から資料2-2-①、資料2-3-①により説明

○家田委員長 それでは、ただいまの久慈川と那珂川の、どちらも環境整備事業につきまして、まとめて議論をしたいと思います。

○清水委員

かわまちづくり支援制度という、市町村が手を挙げて、それに対して、整備を行う制度ですが、この久慈川で、かわまちづくり支援制度を利用して、どのぐらいの市町村が手を挙げてくるのか。その中で、どうやって選定しているのかをお聞きしたいです。

もう一つは、このような水辺環境整備事業、その拠点として狭い領域での効果を見ますけども、市町村がこういうものをつくりたいという挙げ方と、この久慈川を水辺環境整備として行政はどんなプランニングを持って、どのようにしたいのかということも大切かと思っておりますので、隣の那珂川にも関連するかもしれませんが、どんなふうに市町村が手を挙げてきて、それを採択しているのか、その辺を教えていただければと思います。

○事務局

水辺環境整備事業については、自治体と国が連携して行います。その連携に当たっては、かわまちづくり支援制度により地域の活性化や河川の利用計画等を自治体がつくって、国に申請、登録し、互いに連携して進めていくという仕組みになっています。

現時点で久慈川については、この東海村だけがかわまちづくり支援制度による計画をつ

くり、申請、登録され、事業を進めている状況です。当該河川の他の自治体でも、そういう構想や思いはありますが、まだ形になっていない、あるいは、形になる前の調整の段階まで至っていないという状況です。

その川をどういうふうを活用するか、ここは利用にしようとか、ここは何か保全しようというような河川全体の河川環境管理基本計画については、沿川自治体と協議して、久慈川、那珂川ともできている状態です。そういったプランに基づいて、当該箇所が、この利用のところになじむかどうかというのをチェックしながら、自治体とその自治体が考えているまちづくり、地域づくりを協議しながら、計画を進めている段階でございます。

#### ○清水委員

久慈川の4ページを見ると、面的に、いろいろなものがつくられて、一つのまとまりで活用されそうなことをイメージしていて、とてもわかりやすいですね。逆に桜川は、もっと集客性が高くて、もっと利用されているように思われるんだけど、こういう図がないので、面的なつながりがどんなふうになるのかというのが、わからないので、その辺を説明していただきたいのが一つです。もう一つ、4ページで、久慈川で、先ほど言われたように、久慈川というのはかなり自然性の高い川ですよ。アユ釣りとか、いろいろな。

この資料を見ると、手を入れて整備することで、多目的広場から、いろいろな人工的な利用がなされそうな雰囲気があります。自治体がここを整備したいと言っても、自然ゾーンとして残すべきとか、あるいは、人工的に開発してもいいようなゾーンとか、そういう仕分けは河川環境管理基本計画というのがあり、自治体が手を挙げてきても、そういうものにのっかって判断しているということですね。

桜川もこういう人工的な人の集まりが、どのぐらいあるのか、多分、久慈川よりももっとあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

#### ○事務局

まず、その環境管理計画でゾーン分けをしてございます。自治体が手を挙げてきた箇所が、保全ゾーンになっていれば、そういったものは違うところでやってもらうとか、調整をして、河川環境管理基本計画を踏まえながら進めております。

それから、桜川ですが、1ページ目の3枚の航空写真で、左の下、真ん中が桜川です。写真にありますように、水戸駅から非常に近く、歩ける距離であり、付近には千波湖、そ

れから偕楽園などがあって、非常に人が多く集まる場所です。また、この桜川沿いには、桜が植えられており、散策をしたりする人も多く、利用面からすれば、非常にポテンシャルが高いところでございます。

#### ○事務局

桜川なんですけども、この再評価の那珂川総合水系環境整備事業の資料2-3-②の3ページ目の上のほうに写真があります。桜川は非常に狭い川なので、面的な整備ではなく、散策路を整備しています。千波湖から桜川を歩くことができるため、非常に多くの方に利用されています。

#### ○清水委員

最近、高齢者ばかりでなく、随分散策する人がいますね。こういうふうに、とても人が集まってくる中で散策路ができるというのは、福祉の川づくりみたいな意味合いもあると思います。

#### ○楓委員

両方の川に共通しますが、地元の方がとてもよく活用しています、便利に使っていますというのはよくわかるんですけども、地元の方たちも、この環境と一緒に保全したり、整備したりして川に関わっている実態が見えてきません。10ページのクリーン作戦ぐらいで、実際はいろいろあると思います。以前の例でいうと、NPOの方たちが貴重な生態系の生物の保全と一緒にやっていますとか、この整備されたものを活用していて、地域の方たちも一緒になってこの地域を守っていっているというような姿が実際にあるのであれば、その辺は書き込んでいただいたほうが良いと思います。

#### ○事務局

活用されている場面がございますので、その辺は資料づくりのときにはよく気をつけて、わかるような構成で進めてまいりたいと思います。

#### ○蟹澤委員

一つ、指摘事項というかお願い事項と、一つ質問です。

最初に、指摘事項とかお願い事項を申し上げたいんですが、両方とも4ページというところに、整備前と整備後の写真がありますよね。この事業の目的は、やはりこの河川敷を整備して、より多くの方に活用していただきたいということだと思うんですけども、特に久慈川の4ページの方が顕著ですが、写真でビフォー・アフターが載っていますけども、アフターで、せっかく整備したほうも人っ子一人いなくて寂しいじゃないですか。

建設産業戦略的広報推進協議会というのに地整からも参加していただいていますけども、やはりそういうところから直していこうよと。世論に訴えるためにですね。ですから、うそじゃいけないと思いますけども、もうちょっと、人が散歩しているとか、子供が遊んでいるとかという写真が撮れるんじゃないかなと思うんです。その辺は、ぜひ工夫をしていただきたいなというお願いです。できる範囲で結構ですが。

次は質問で、両方とも6ページに、年に1回以上利用した人がある人の割合というグラフがあるんですが、これ、どうやって集計されているのかがよくわからないんですけども、例えば河川敷で聞いたら、その人は来ているんだから、全部100%じゃないかというようなことで、どういう聞き方で、この何%というのが出ているのかなと。サンプル数も、両方とも百幾つで、あれだけ細かく区切っていくと、各キロのところには10人かそこらしか入っていないんですけども、これはどう集計されているのか教えていただきたいのと、ぜひ資料には定義を書き添えていただきたいなと思うんですけども、よろしくお願ひします。

#### ○事務局

まず、最初のご指摘です。利用している様子は、より活用されている様子がわかるような写真を付けるなど、資料作成の際は心がけたいと思います。

それから、6ページの受益範囲の設定でございますけども、これについては、この整備箇所周辺の世帯を抽出し、その方々にアンケートを行って、整備箇所での様な利用傾向になっているのか、利用の回数が1回以上あるのかとか、その方が整備箇所からどれくらいの距離にお住まいかなど、そういったものをアンケート調査で行っております。

#### ○家田委員長

建物ね。

○事務局

はい。郵送して。

○家田委員長

調査対象を抽出しておいて、そこに送るのね。

○事務局

はい、そうでございます。

○蟹澤委員

どの辺の人。回答率も多分少ないかもしれません。

○事務局

6 ページのグラフにあるように、この受益範囲のエリアよりもっと広い範囲に、まず予備調査でアンケートをとってありまして、その予備調査の結果から、この5キロ圏内という受益範囲を出してあります。この5キロ圏内が出たところで、本調査では、その受益範囲に、今回は約2,000世帯に郵送でアンケートを送ってありまして、その世帯で主な収入のある方及びそれに準ずる主に配偶者の方、お金換算しますので、そういった方にアンケートを伺ってあります。そうして集計したもので整理をしております。

○蟹澤委員

下の赤い本調査アンケートのグラフのほうにその定義が書いてあると思うんですけども、ぜひ、その調査方法と、各範囲毎にサンプル数が出ると思うんですけども、それも一つの情報ですので、例えば那珂川は、遠いところが100%になっていると思うんですけども、参考値ということで良いと思うので、調査方法、サンプル数、有効回答率を載せていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○鈴木委員

久慈川、那珂川両方とも、3 ページ目の事業の概要で、目的と計画の概要がありますよね。それで、この目的と計画の概要の最初の文面では、魅力ある水辺の空間の整備を実

施していく箇所というのは、地方公共団体や地元住民との連携の下、水辺の整備・利活用計画等、計画がつけられたところを整備すると書いてあるんですけども、これは、多分先ほど清水先生が質問したかわまちづくり制度なんですかね。要するに、この計画がちゃんとしっかりとしたものがあるって、整備がありますよと。そうすると、まずその確認なんですけども、両方ともそうなのかどうか。

久慈川は、この3ページの表、事業実施工程表を見ると、平成17年度からやっているんですかね。ずっとやっていて、この表の注のところに、平成21年度に創設されたかわまちづくり支援制度に統合されて、同制度への計画登録に際し、整備内容の見直しを行った、と書いてある。そうすると、これは平成21年度のときに計画の見直しをしたということを書いてあるんですけども、ここでちょっと質問ですが、平成17年度のときは、事前の水辺の整備・利活用計画というようなものがあるって、これによって始まったのか。そして平成21年度に制度ができたときに、どういう計画で見直しされたのか。そして、被災してからブランクがありますよね。このとき、被災してからは、計画の見直しがなかったのかどうかということ。

同じように、那珂川も、注のところにどこにも、かわまちづくり支援制度によると書いてないので、その計画というものが一体どういうものを根拠にしてこの整備が行われたかということ、まずはっきりとさせていただきたいのと、それから、これはもう、前々回、前回、今回と再評価をずっとやっていきますけども、注のところに、注1と注2が出てきて、利用実態を踏まえて地元協議により必要整備箇所の見直しをしたと。整備を見直してやっているわけですね。そして、もう一つ、注2でも、同じように、地元との協議により自然景観に配慮し整備内容を見直したと。見直して、これは実施したんでしょうかね。整備内容について見直して、ということは計画を見直したのか。それが、かわまちづくりというのをもともとの計画があるって、その計画を見直してやったのか。その辺の整備が、実際のもともとの目論見と違ったメカニズムというのか、そこをはっきりさせていただきたいんですけど。

#### ○事務局

まず、一番初めの質問の計画について、両河川ともかわまちづくりの計画でやっているのかということですが、両河川とも、この水辺整備については、かわまちづくりの計画があって実施しているものです。

それから、久慈川ですが、当初は、かわまちづくりに整備統合する前に、水辺プラザ整備事業というのがございましたが、これは内容的には同じですが、平成21年度に、ほかのいろいろな事業と一緒に、かわまちづくりに一本化して統合されたという制度改訂がございました。そういった中で、この注書きにございます計画の見直しというのは、そのときに、当初プランニングしていたものから、対岸の、少し護岸を整備する箇所を、地元の自治体でなくした計画にしてございます。そういったところで、平成21年度の再登録に際し、計画整備の見直しを行った護岸自体の整備はあるんですけども、護岸の延長を整備する箇所、延長のところを少し少なくしたという計画の見直しを行ったということでございます。

それから、中断していたときから、今回、再開するに当たって、計画の変更があるのかということでは、この中断前と、これから再開する中では、計画の変更はございません。かわまちづくりで登録して進めていたものを、そのまま残っていた部分を行うといったことなので、プランニングの中身は変わっていないものでございます。

それから、那珂川については、計画の見直しで自治体と協議しながらといったところでは、やはりこれも、工事は変わらないんですけども、工事の中で護岸をつくるところを、少し自然地を残しながら、残りのところを護岸をやったりといったところで、護岸の延長が少し変わったりですとか、そういった整備をするメニューは変わっていないんですけども、少し延長を精査しているといったところで、こういった表現をさせてもらっております。

#### ○鈴木委員

そうすると、この注1、注2というのはどこの時点で見直して、どこが、何年のところの話なんだろう。必要整備箇所の見直しをしたというのは、この事業実施工程表で載っておりますけども、どの時点のことを注にしているのかということを教えていただけますか。

あるいは事業実施に当たっては、こういったアンケートだとか利用実態を調査して、事業実施の間に地元と協議している間に、事業内容をより良くするように、いつも努力しているというふうに解釈すればいいんですか。

#### ○事務局

工事をするに当たって、そのプランニングを実施するため現地に入るときに、地元と

どういう範囲を工事していくのかという協議をさせてもらっています。現地状況によって少し変わるといったことが発生する場合がございます。

#### ○鈴木委員

私が言っているのは、とにかく事業実施に当たって、これはもともと最初から地方公共団体、地元住民との連携の下という事業計画で計画をして事業実施をすると。ですから、整備の段階では、こうやって注のところに出てくるのは結構なんですけども、とにかく継続して、地方公共団体、それから地元住民との連携の下に整備をしていくと。そのときにいろいろ見直しをしているという、そういうのが仕組みであるというんだったら、それで結構なんですけども、最後に、関連自治体の意見の中に、両方とも茨城県からコスト削減の徹底を強く求めるとともに地元の意見に配慮しながらと、ついでなので、そここのところを確認したいということなんです。

#### ○清水委員

資料の見せ方もかもしれませんが、那珂川の3ページの事業進捗を書いている事業実施工程があります。これで、那珂川の水戸地区は、那珂川特定構造物の工程と重複するところがあるので、平成21年度から26年度までは仕事ができなかった。だけど、27年度で、21年度から26年度分の仕事を一気にやった、というふうな見方ができます。早くできるんだったら早くやったほうが良いのだが、事業の進捗スピードって何なのかと、この図を見ると思います。

だけど、それはそれで、注1を見ると、途中でいろいろな問題、自然環境保護の問題などが、課題がでてきます。ですから、この図だけだと、何でこんな6年もかけてた当初計画があるのに、27年度という目標を、事業目標の1年で達成できちゃうのかというのは疑問に思える面があるので、その辺は何か少し説明された方が良いと思いました。

#### ○事務局

前回の再評価のときにも、特構事業の関係で21年度から24年度までは、この水戸地区については休むことになっていました。この間は桜川とかつら地区にその資金は回すという予定だったんです。しかしながら特構事業、先月、委員の皆様にご覧いただきましたけども、震災の関係で、特構事業の工期が延び、このため水戸地区は4年休むところを、さ

らに休止期間が2年延びて6年になってしまったというのが実情です。

前回の事業評価のときも、トータル、この3地区については、27年度完了という予定でした。今回、さらに25年度、26年度と休むことになりましたけども、休んでいる間に、ほかの2地区にお金を回して、最後、ここにかなり集中投資して、予定どおり27年度に3地区を完成させるということでございます。

#### ○清水委員

工程管理だけ見ていると、6年が1年で達成できてしまうように見えます。

#### ○事務局

工程表だけ見ると、そう見えるかもしれません。

#### ○家田委員長

一つ二つ確認させていただきますけど、この緩傾斜護岸というのかな、緩傾斜堤防だったかな。緩傾斜が出てきますよね。緩傾斜堤防。これは、河川敷を、遊ぶ人にとってはもちろんいいんだろうけども、治水上は、緩傾斜にしたほうがいいんじゃないかなという感じもするんだけど、それは治水とは何の関係もないような話なのかどうか。

それからもう一つは、これも確認なんですけども、那珂川を見ると、3ページの図のところを見ると、左下の図で、事業の実施位置を見ると、那珂川のかつら地区は中流域だし、それから水戸のところと、それから桜川も、下流に近い状況ですよね。だから、河川敷の様子も随分違うわけで、例えば9ページの写真を見ると、右側に、イベントのアンケート調査風景とありますけど、下は砂利の砂州ですよね。だから、多分これは上流のかつら地区だと思うんだけど、何を言いたいかというところ、こういう砂利があるような中流域でのいい環境整備というあり方と、それから、水戸のあたりは泥とか砂でしょう、せいぜい。ゆっくりだしね、水流も。そこでの河川敷をいいものにするというのは、またちょっと、設計上も違ってくると思うんですが、その辺は、今日の資料では、どれとどれを見ると、なるほどね、気が利いた設計になっているんだなというところになるのか、あまりよくわからなかったんで、一言教えていただけたらなと思います。

○事務局

まず、緩傾斜についてですが、治水上の効果は見込んでいません。環境上の効果だけです。緩傾斜化は治水のためではなく、利用者のために行っています。

次に2点目についてですが、かつら地区は、こういう河原が広がる非常にいい場所なので、川に近づけるような整備をしています。一方、水戸地区は川に近づくというよりは、高水敷を利用しやすくするような整備をしています。おっしゃるとおり、ちょっと考え方は違います。

○家田委員長

資料づくりとしては、その辺をわかった上で気を使ってやっているよというのは、なるべく出したほうがいいんじゃないかと思えますけどね。

○家田委員長

それじゃあ、以上で、対応方針のところへ行ってよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○家田委員長

それぞれ、那珂川が13ページ、久慈川が、同じですね、13ページに対応方針が出てございます。どちらも、引き続き事業を継続するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○家田委員長

それではそのように決めさせていただきます。

予定している議事は以上なんでございますけども、皆さんの側からご注意いただくことやご感想や、ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○家田委員長

一言だけなんですけど、那珂川も久慈川も、大変立派な仕事なので、やってもらいたいということで、さっき対応方針を決めたんですけど、どこの事業とは言わないけど、千何百億が二千五百何億になって、が一んと上がっちゃって、どうなっているのか、みたいなことが世間を騒がせておりますけど、そういうのに比べると、実に緻密な検討をして、実に律儀にコストダウンもして、必要性も説明しているなというのが、つくづく痛感しますね。

その上で言うんですけど、やはり久慈川にしる、那珂川にしる、恐らくこの種の事業が、インフラ事業の、あるいは国土づくりの、国民的支持を、理解を求めるのに大変にわかりのいい世界ですよ。行けますからね。個人的に思うのは、ここにこういう環境整備やりますよ、それでCVMで評価するとこのくらいの便益が出ますよ、それは1より大きいからいいでしょう、みたいなところで、はい終わりというよりは、営々と何年も何十年もかかって環境整備というのはあちこちやってきましたと。大体ここまで来ましたと。でも、ここが残っていますよと。あっちの多摩川あたりに比べると、那珂川はかわいそうじゃないですかとか、そういう全体を見せることによって、あるいは相対的にどのくらい整備が進んだかというのを見せることによって、このくらいはやってもいいんじゃないかなという感覚ってあるかと思うんですよね。もちろん、B/Cをやめろと言っているつもりはないんですけども。

そういうところのほうが、国民的・市民的支援を得やすい可能性があるんじゃないかと思えますし、その辺も少しお考えいただくように、継続的に勉強していただけたらなと思いました。

以上、感想でございます。

ほかに、皆さんからはよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕